

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、住み慣れた地域での生活を持続するために法人が設置する地域密着型サービス拠点施設(以下「施設」という。)の整備等に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において施設とは、京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の対象となる施設をいう。

2 この要綱において施設の整備等とは、舞鶴市高齢者保健福祉計画に適合するものであって、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設の建設(既存建物の増改築を含む。)
- (2) 施設の開設に伴い必要となる準備
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要となるゾーニング環境等の整備
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 2 第 1 項又は第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定を受けた法人又は受ける見込みのある法人で舞鶴市内において施設の整備等を行うものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が舞鶴市内において行う施設の整備等に要する費用で

あって、別表の区分の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定めるものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 の施設ごとに、補助対象経費の総額と、別表に掲げる施設の区分に応じて定める基準額とのいずれか少ない方の額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 4 条に規定する申請書は、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付申請書(様式第 1 号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請額内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 当該事業歳入歳出予算書の写し
- (4) 施設の配置図、平面図、立面図及び工事仕様書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請をする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、必要

な審査を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更申請)

第8条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金変更承認申請書(様式第3号)によるものとし、当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金実績報告書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出決算書の写し
- (4) 工事請負契約書、建築確認検査済証及び工事完了引渡証明書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 工事完了後の写真
- (7) その他市長が必要と認めるもの

- 2 第 6 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした者は、前項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、現地を検査確認し、補助金の交付決定内容に適合すると認めたときに、補助金額を確定し、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付確定通知書(様式第 5 号)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成 26 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 5 号、老発 0912 第 1 号、保発 0912 第 2 号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知。別表において「国基金要領」という。)第 4(3)④に規定する条件を遵守しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合その他この要綱の規定に違反したと認められる場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 15 日から施行し、平成 21 年度から実施される事業に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 15 日から施行し、平成 22 年 11 月 26 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。ただし、本要綱第 2 条第 2 項第 1 号に係る補助金については、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 21 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 8 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元 10 月 31 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 3 日から施行する。

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付要綱

別表(第4条、第5条関係)

事業区分	施設	基準額	補助対象経費
施設整備	小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 3,360 万円(合築等を伴う場合にあつては、3,528 万円)	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)とする。
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり 1,190 万円(合築等を伴う場合にあつては、1,249 万 5,000 円)	
	特別養護老人ホーム(定員 29 人以下のものに限る。)及びこれに併設されるショートステイ用居室	1 整備床当たり 448 万円(合築等を伴う場合にあつては、470 万 4,000 円)	
	ケアハウス(定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 594 万円(合築等を伴う場合にあつては、623 万 7,000 円)	
	生活支援ハウス	1 施設当たり 3,570 万円(合築等を伴う場合にあつては、3,748 万 5,000 円)	
施設開設準備	小規模多機能型居宅介護事業所	定員(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊サービスの利用定員)1人当たり83万9,000円	新設、既存施設の増床に必要な経費であつて、当該新設又は増床の日前6月間の需用費、使用料、賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料及び工事請負費に該
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	特別養護老人ホーム(定員 29 人以下のものに限る。)及びこれに併設されるショートステイ用居室		
	ケアハウス(定員 29 人以下で特定施		

	設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)		当するもの
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 1,400 万円	
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング	国基金要領別記 1-1 の 2 の (6) のイの (イ) に規定する対象施設	1 箇所当たり 100 万円	新型コロナウイルス感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な工事費若しくは工事請負費、工事事務費又は備品購入費に該当するもの
従来型個室・多床室のゾーニング	国基金要領別記 1-1 の 2 の (6) のイの (イ) に規定する対象施設	1 箇所当たり 600 万円	
家族面会室の整備	国基金要領別記 1-1 の 2 の (6) のイの (イ) に規定する対象施設	1 施設当たり 350 万円	

備考 施設整備(小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター及び生活支援ハウスに係るものに限る。)に係る基準額について、新規開設時に補助を受けている施設が定員を増加するときは、基準額を現行の定員数で除した額に定員増加数(増加後の定員数から現行の定員数を減じた額をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。ただし、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、宿泊サービス又は通いサービスにおいて、現行の定員数を定員増加数で除した割合の高いサービスの現行の定員数及び定員増加数を用いて算出する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付申請書

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 関係書類

- (1) 補助金申請額内訳書 (別紙(1)による)
- (2) 事業計画書 (別紙(2)による)
- (3) 当該事業歳入歳出予算書の写し
- (4) 施設の配置図、平面図、立面図及び工事仕様書
- (5) その他

様式第2号(第7条関係)

舞鶴市指令第 号

様

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

舞鶴市長



記

□ 交 付

1 補助金額 _____ 円

2 条 件 別紙のとおり

☐ 不交付

不交付の理由

交付の条件

1 この事業の実施について、次の各号の一に該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業内容のうち次のものを変更するとき

ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 事業を中止し、又は廃止するとき

2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は完了することが困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

6 事業に係る予算及び決算との関係が明らかになる証拠書類は、これを事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

7 1 から 6 までに規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

8 事業に係る事業実績報告は、別紙様式により事業完了後、速やかに提出しなければならない。

9 補助金に係る消費税仕入控除税額については、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとする。

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金変更承認申請書

年 月 日付舞鶴市指令第 号で交付決定を受けた舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金について、申請内容等下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更内容

2 変更を必要とする理由

3 変更後の交付申請額 _____ 円

※ 関係書類については、補助金交付申請手続に準じる。

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金実績報告書

年 月 日付舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金について、下記のとおり、事業実績を報告します。

記

1 補助金精算額 _____ 円

2 関係書類

- (1) 補助金精算内訳書 (別紙(3)による)
- (2) 事業実績報告書 (別紙(4)による)
- (3) 歳入歳出決算書の写し
- (4) 工事請負契約書、建築確認検査済証及び工事完了引渡証明書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 工事完了後の写真
- (7) その他

様式第 5 号 (第 10 条関係)

番 号
年 月 日

様

舞鶴市長 ㊟

舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金交付確定通知書

年 月 日付で提出のありました実績報告書に基づき、舞鶴市地域密着型サービス拠点施設整備費等補助金の交付額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 円

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名

消費税仕入控除税額確定報告書

年 月 日付舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた舞鶴市地域密着型サービス拠点施設
整備費等補助金に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助金額(市長が確定通知書により通知した額)
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額(3－2)
円